

令和7年サービス業県外売上額等調査

この調査は、地域産業連関表を作成するにあたり、県外の地域との取引状況を把握することを目的としています。調査対象は、日本標準産業分類を基に編集された経済センサス基礎調査産業分類の、「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち該当する事業を行っている事業所です。

ご回答いただいた調査票は統計的に処理し、統計以外の目的には使用いたしません（なお、産業連関表については、別添のチラシをご覧ください。）。

この調査は事業所単位で行っています。貴事業所で記入が困難な箇所については、本社等にお問い合わせのうえ、貴事業所分について、記入してください。

また、問い合わせなどをさせていただく場合がありますので、1部控えを保管くださるようお願いします。

提出方法

ご回答は次のうち、いずれかをお選びいただけます。

1. 電子申請サービスによる回答

回答方法の詳細は、別紙「電子申請サービスによる回答について」をご覧ください、**令和8年9月30日（水）まで**にご回答ください。

2. 郵送による回答

ご記入いただいた調査票を、同封の返送用封筒（切手は不要です。）に入れ、**令和8年9月30日（水）まで**にご投函ください。

【問合せ先・調査主体】

神奈川県統計センター企画分析課 担当 福田、沼尻、安西、王

○所在地 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

○電話 045-312-1121（内線 2521～2523）

※受付時間：月～金 9:00～17:00（土日祝日は閉庁）

○Fax 045-313-7210

○E-mail tokei_sanren@pref.kanagawa.lg.jp

記 入 要 領

（ ①～④は調査票記入例の番号と対応しています。）

電子申請サービスから回答する場合、ダウンロードする調査票（電子データ）に事業所名、事業所所在地、郵便番号、調査対象事業は記載されておりませんので、同封の調査票（紙）に記載されている内容をご確認いただき、記入してください。

① 事業所情報について

各項目について、令和8年9月1日現在の貴事業所の状況を記入してください。また、既に記載されている内容について訂正がある場合は、取消線を引いて訂正してください。なお、従業者とは、有給役員、常用雇用者など1か月以上にわたって雇用されている者をいいます。

② 調査対象事業について

調査対象期間（令和7年1月1日から12月31日まで）内に貴事業所が行った事業のうち、調査対象となる事業及びその内容を、添付の「調査対象事業一覧表」の「事業内容の例示」から選択しご記入ください。また、既に記載されている「調査対象事業」が実態に合わない場合は、取消線を引いて訂正してください。

なお、「調査対象事業一覧表」に記載されていない事業については、記入する必要はありません（例えば「物品販売業」は「調査対象事業一覧表」に記載されていないので、記入する必要はありません。）。

③ 対象事業の追加について

調査票に記載されている「調査対象事業」以外にも、調査期間内に貴事業所が行った事業が「調査対象事業一覧表」に記載されている場合には、追加して記入してください。

④ 年間売上額について

貴事業所の「調査対象事業」に該当する売上額について、取引先の所在地別に「うち横浜市内C」～「海外売上額H」に分けて記入してください。電子申請サービスにより回答いただく場合は、「年間売上額A」と「県内売上額B」については、自動計算されます（取引先の所在地別の売上額が不明の場合は、年間売上額欄に直接、合計金額を入力してください。）。詳細な金額が不明の場合は、概算の金額で記入していただいても結構です。

また、調査対象期間（令和7年1月1日から12月31日まで）による記入が困難な場合は、備考欄にその記入に係る期間を記入してください。なお、②及び③で調査対象事業がない場合には、備考欄に「対象外」と記載していただき、売上額の記入は不要です。

※その他

契約先事業所の所在地とサービスを提供する現場が異なる場所にある場合、契約先事業所の所在地を基準として売上額を計上してください。

（例）警備業の場合

実際に警備する現場は神奈川県内の場合でも、契約先の事業所が東京都内にある場合は、県外売上額に計上してください。